

令和8年8月から高額療養費制度が変わりました

医療の高度化などにより医療費が増大する中において、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていくために、国において医療保険制度の改正が行われました。その中で高額療養費制度の見直しがあり、以下のとおり自己負担限度額が変更となりました。

◆問い合わせ＝⑥健康保険課 国民健康保険について（内線1212）
後期高齢者医療制度について（内線1250）



【高額療養費制度とは】

長期の入院などにより、医療機関や薬局で支払った1か月分の医療費が限度額を超えた場合、その超過分が支給される制度です。限度額は、年齢や個人・世帯の所得に応じて決まります。

見直しのポイント



① 月額上限の引き上げ

すべての所得区分において、限度額が引き上げられます。
また、令和9年8月からは所得区分が細分化され、限度額が段階的に引き上げられる予定です。



② 多数回該当の金額を据え置き

長期に継続して治療を受けられている方の経済的負担が増加しないよう、「多数回該当」の方の現行の金額は維持されます。
(多数回該当：直近12か月の間に3回以上、高額療養費に該当した場合、4回目からの上限額が下がります。)



③ 年間上限の新設

多数回該当に該当しない長期療養者の経済的負担軽減のため、新たに年単位（8月から翌年7月まで）の上限額を設けます。
年間上限額を超えた分の医療費は、保険者から支給されます。

よくある質問



今回の制度見直しにより、医療機関の窓口で支払う医療費が増えるのですか？

窓口で支払う医療費は、その月にどれくらい医療を受けるか、そしてその月の医療費が限度額に達するかによります。また年間上限の新設により、これまで「多数回該当」に該当しなかった方や毎月高額療養費を利用している方などは、医療費の負担が軽くなる場合があります。

A



自身の所得区分はどのように確認できますか？

マイナポータル、資格確認書または限度額適用認定証などで確認することができます。

A



限度額を超えた医療費を支払った場合はどうすればいいですか？

限度額を超えた分が後日支給されます。対象者の方には、保険者から通知が届きますので申請してください。（後期高齢者医療制度に加入されている方は、2回目以降の申請は原則不要です）
※マイナ保険証を利用することで、医療機関ごとの窓口での支払いは月額上限までになります。

A

自己負担限度額

令和8年7月まで

所得区分		入院＋外来（月額上限）		外来 （70歳以上※ ¹ ）
70歳未満	70歳以上※ ¹	3回目まで	4回目以降	
区分ア	現役並みⅢ	252,600円 ＋（総医療費－842,000円）×1％	140,100円	—
区分イ	現役並みⅡ	167,400円 ＋（総医療費－558,000円）×1％	93,000円	—
区分ウ	現役並みⅠ	80,100円 ＋（総医療費－267,000円）×1％	44,400円	—
区分エ	一般Ⅱ 一般Ⅰ	57,600円	44,400円	月18,000円 年14.4万円
区分オ	—	35,400円	24,600円	—
—	低所得者Ⅱ（区Ⅱ）	24,600円		月8,000円
—	低所得者Ⅰ（区Ⅰ）	15,000円		月8,000円



令和8年8月から

所得区分		入院＋外来（月額上限）		入院＋外来 （年間上限）	外来 （70歳以上※ ¹ ）
70歳未満	70歳以上※ ¹	3回目まで	4回目以降		
区分ア	現役並みⅢ	270,300円 ＋（総医療費－901,000円）×1％	140,100円	168万円	—
区分イ	現役並みⅡ	179,100円 ＋（総医療費－597,000円）×1％	93,000円	111万円	—
区分ウ	現役並みⅠ	85,800円 ＋（総医療費－286,000円）×1％	44,400円	53万円	—
区分エ	一般Ⅱ 一般Ⅰ	61,500円	44,400円	53万円※ ²	月22,000円 年21.6万円
区分オ	—	36,900円	24,600円	29万円	—
—	低所得者Ⅱ（区Ⅱ）	25,700円	24,600円	29万円	月11,000円 年9.6万円
—	低所得者Ⅰ（区Ⅰ）	15,700円		18万円	月8,000円

※1 障害認定により、後期高齢者医療制度に加入されている70歳未満の方を含みます。

※2 年収約200万円未満に該当することが確認できた方の年間上限額は、41万円となります。



8月
NEW
OPEN

木のぬくもりと、暖かい人々が集うカフェ

カフェモイچی
〒300-2703 茨城県常総市小保川1427-3
株式会社小島工務店敷地内

CAFE MOKICHI
デリ・スイーツ販売
お子様メニュー有り
テラス席ベットOK
テイクアウトOK



MUSBELL

うちの子も結婚できました！

独身のお子様の結婚相談

お気軽にご連絡ください

マル適マークCMS取得 ムスベル株式会社
結婚相談所 ムスベルつくば
つくば市吾妻3丁目14-17 細田ビル 2階

0120-138-026

通話料無料 営業時間：10時～19時 定休日：第2・第4水曜日